

## 東京マラソン 2023 車いすエリート 募集要項

1. 大会名称 東京マラソン 2023 (英文名: Tokyo Marathon 2023)  
兼 ジャパンマラソンチャンピオンシップシリーズ  
兼 ブダペスト 2023 世界陸上競技選手権大会日本代表選手選考競技会  
兼 杭州 2022 アジア競技大会日本代表選手選考競技会  
兼 マラソングランドチャンピオンシップチャレンジ  
兼 アボット・ワールドマラソンメジャーズ シリーズ XV
2. 主 催 一般財団法人東京マラソン財団
3. 共 催 公益財団法人日本陸上競技連盟、東京都、読売新聞社、日本テレビ放送網、フジテレビジョン、産経新聞社、東京新聞
4. 後 援 スポーツ庁、国土交通省、観光庁、特別区長会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会、一般社団法人日本パラ陸上競技連盟、一般社団法人日本経済団体連合会、公益社団法人経済同友会、東京商工会議所、公益社団法人東京都医師会、公益財団法人東京防災救急協会、東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会、公益社団法人東京都看護協会、公益財団法人東京観光財団、東京都町会連合会、東京都商店街振興組合連合会、東京都商店街連合会、公益財団法人東京都体育協会、一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会、サンケイスポーツ、夕刊フジ、ニッポン放送、報知新聞社、ラジオ日本、東京中日スポーツ
5. 主 管 公益財団法人東京陸上競技協会
6. 運営協力 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会、特定非営利活動法人関東パラ陸上競技協会
7. 特別協賛 東京地下鉄株式会社
8. 日 程 2023年3月5日(日) 9:05 スタート
9. コー ス 東京マラソンコース(日本陸上競技連盟・ワールドアスレティックス /A I M S公認コース)  
東京都庁～水道橋～上野広小路～神田～日本橋～浅草雷門～両国～門前仲町～銀座～田町～日比谷～東京駅前・行幸通り
10. 参加資格 (1) 次の①・②・③の条件を満たす競技者  
① 大会当日(2023年3月5日)現在満19歳以上の者  
② 2022年度日本パラ陸上競技連盟登録競技者かつ2023年International Paralympic Committee登録を大会当日までに完了した者で、World Para Athletics 国際クラス T53・T54 でクラスステイタス R(2023以降)またはCを保持している者  
③ World Para Athletics 公認大会で、2019年3月1日以降申込期日までに男子1時間50分以内、女子2時間00分以内の公認記録を有する者  
(2) 主催者または日本パラ陸上競技連盟が推薦し招待する海外・国内の競技者
11. 対象クラス T53/T54 (World Para Athletics 国際クラスに準ずる。なお、今大会ではクラス分けは行わない。)
12. 競技規則 World Para Athletics 競技規則(大会開催日に適用される最新のWorld Para Athletics 競技規則)及び本大会規定による。なお、World Para Athletics の規則により、ドーピング検査を実施する。また、参加する全ての選手にWorld Para Athletics 競技規則の広告に関する規程が適用される。
13. 定 員 男女計30人(招待選手含む)
14. 参 加 費 23,300円  
※参加料、事前検査費用、参加費等返金保険料、事務手数料、消費税込み。  
※新型コロナウイルス感染症対策として実施予定の事前検査について、今後感染症法上の取り扱い変更等により、検査を実施しないこととなった場合には、参加費の一部を返金します。
15. 参加申込 (1) 期間 2022年12月9日(金)から2023年1月6日(金)17:00 必着  
(2) 方法 氏名、フリガナ、生年月日、所属名を記載し「車いすエリート参加希望」というタイトルで [TM\\_Elite@tokyo42195.org](mailto:TM_Elite@tokyo42195.org) へ電子メールにより連絡すること。追ってエントリーフォームを返信する。

16. 出場者決定 2023年1月23日(月)以降、通知する。
17. 表彰 「東京マラソン2023 車いすマラソン」の総合成績で男女第1位から第8位を表彰する。
18. 賞金 1位 2,000,000円、2位 1,000,000円、3位 700,000円、4位 350,000円、5位 250,000円、  
6位 160,000円、7位 120,000円、8位 60,000円  
世界記録 1,000,000円(男女1位のみ)  
日本記録 500,000円(男女国内1位のみ)  
大会記録 200,000円(男女1位のみ)  
大会記録更新スプリットタイムボーナス(男女)1位 150,000円 2位 100,000円 3位 50,000円  
※賞金対象は、World Para Athletics登録者で、国際クラス(T53・T54)を保持している者。  
※金額はいずれも税込み。
19. 選手受付 2023年3月4日(土) 午前中(予定) 京王プラザホテル(大会当日は、受付を行わない。)  
※選手受付時間は午前中(予定)に行うので注意すること。  
※エリート選手は大会前のドーピング検査の対象となる場合があることから、受付は選手本人が行うこと。
20. テクニカルミーティング  
2023年3月4日(土) 午後(予定) 実施方法を含め、別途参加案内にて通知予定。
21. 個人情報の取り扱いについて  
主催者及び日本パラ陸上競技連盟は個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し、主催者の個人情報保護方針に基づき、個人情報を取り扱う。大会参加者へのサービス向上を目的とし、参加案内、記録通知、関連情報の通知、医療救護、次回大会の案内、大会協賛・協力・関係各団体からのサービス提供、記録発表(ランキング等)に利用する。また、主催者および日本パラ陸上競技連盟もしくは委託先からの申込内容に関する確認連絡をすることがある。
22. ドーピング・コントロール
- (1) 本競技会は、ワールドアスレティックスアンチ・ドーピング規則および規程、もしくは日本アンチ・ドーピング規程に基づく競技会(時)ドーピング対象大会である。競技会(時)検査は大会前日23時59分から検査が終了するまでの期間であり、尿又は血液(或いは両方)の採取が行われる。検査該当者は検査員の指示に従って検査を受けること。
  - (2) 競技会(時)検査の対象となった場合、顔写真付きの身分証明書が必要となる。顔写真のついた学生証、社員証、運転免許証、または顔写真が鮮明なパスポートコピーなどを持参すること。
  - (3) 本競技会参加者(18歳未満の競技者を含む。以下同じ)は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程に従いドーピング検査の対象となることに同意したものとみなす。
  - (4) 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかつた場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
  - (5) 競技会(時)・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となることに留意すること。
  - (6) TUE申請について  
禁止表国際基準で定められる禁止物質・禁止方法を病気の治療目的で使わざるを得ない競技者は“治療使用特例(TUE)”の申請を行わなければならない。詳細については、日本陸上競技連盟医事委員会のウェブサイト(<https://www.jaaf.or.jp/about/resist/medical/>)、又は公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(<http://www.playtruejapan.org/>)を確認すること。禁止物質・禁止方法についてTUEが付与されている場合には、その証明書(コピーで可)をドーピング検査の際に検査員へ提出すること。
  - (7) 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト(<http://www.playtruejapan.org/>)にて確認すること。
22. その他
- (1) 本大会は、ジャパンマラソンチャンピオンシップシリーズ 男女グレード1の大会として実施する。
  - (2) 参加にあたっては、本大会要項並びに各種規約(「エントリー規約」及び「感染症予防対策等に関する規約」等)を確認のこと。(<https://www.marathon.tokyo/participants/guideline/>)
  - (3) 日本政府が示すイベントに関する制限緩和等により、大会要項・各規約等を変更する場合がある。
  - (4) 本大会は国内の関連するすべての法令を遵守し実施する。
  - (5) 大会出場中の映像・写真、記事、記録等のテレビ、新聞、雑誌、インターネット等への掲載権は主催者に属するものとする。
  - (6) 賞金の支払い方法等は、別途定める支払規定による。

## 東京マラソン 2023 車いすレース 競技規則

1. 本大会は、World Para Athletics 競技規則（大会開催日に適用となる最新の World Para Athletics 競技規則）及び大会規定により実施する。
2. 全ての選手は、衣類及び車いすについて、World Para Athletics 競技規則の広告に関する規程を遵守しなければならない。
3. 競技者は、スタートラインからフィニッシュラインまで、コース内の決められた走路を走行する。
4. 本大会では、性別の異なる選手の背後を 5m 以内の距離で追走する行為（ドラフティング）を禁止する。また、エンジンのついた車両あるいは自転車の後ろを走行しドラフティングすることも禁止する。
5. 競技者が走行中に他の競技者の走行を故意に妨害した場合は、失格とする。
6. 競技者は、ヘルメットを着用しなければならない。ヘルメットは外殻が固く、保護性に優れ、国際安全基準を満たしていなければならない。
7. 競技者が走行中に転倒した場合は、競技役員による介助のみ受けられる。ただし、競技者に有利になるような介助は受けてはならない。競技役員以外の者から助力を受けた場合は、失格とすることがある。
8. 競技中における車いす修理の援助は、競技役員にかぎり許可する。
9. 競技者は、走行中、医師及び競技役員から競技中止を命ぜられたときは、直ちに競技を中止しなければならない。
10. 競技者は、競技役員及び警察官の指示に従わなければならない。
11. 競技者は競技中、下肢のいかなる部分も地面またはトラックに接触しないようにしなければならない。
12. クラスについては、別紙の国際クラス分け表による。
13. 本大会では、ドーピング検査を実施する。
14. 関門の制限時間を次のとおり設ける。

4.9km 地点	20 分 00 秒
9.5km 地点	35 分 00 秒
10.7km 地点	40 分 00 秒*
21.0km 地点	50 分 00 秒
29.2km 地点	1 時間 35 分 00 秒
フィニッシュ地点	2 時間 10 分 00 秒

※ 9.5Km は、車いす 10Km レース制限時間。車いすマラソンもこの時間を超えてレース続行はできない。
15. 給水所を次の通り設ける。

5 km、7 km、10km、12km、15km、17km、22km、25km、27km、30 km、32km、35km、38km、40 km 地点付近

※ 詳細は、オフィシャルプログラムに記載する。
16. 車いすについては、次のとおりとする。
  - (1) 車いすは 2 つの大きな車輪と 1 つの小さな車輪から成るものとし、小さな車輪は、車いすの前方になければならない。
  - (2) 車いすのフレームまたはその他付属品の一部は、前輪のハブを超えて前方に伸びたり、後輪（タイヤを含む）の最後の垂直面を越えて後方に伸びてはならない。さらに、フレームの幅とその取り付け部分はプッシュリムの傾斜面よりも広くなってはならない。車いすフレーム底部の地面からの高さは 50cm 以内とする。
  - (3) 後輪、前輪の最大直径は空気を充填したタイヤを含めて、後輪 70cm・前輪 50cm 以下とする。
  - (4) 各大輪には特殊仕様ではない円形のプッシュリムを 1 つずつつけることができる。
  - (5) 一般的な主旨に反する改造を禁じ、競技者のいかなる身体の一部がプッシュリムや車輪に縛り付けられてはならない。
  - (6) 電動車いすおよび車いすを推進するいかなる機械的ギアやレバーを取り付けた車いすを使用してはならない。
  - (7) ミラーの使用を禁止する。
  - (8) 機械的操縦装置は腕で操作するもののみ認められる。競技者は前輪を手動で左右に動かすことができなければならない。
  - (9) フェアリング等の使用または空気力学的な能力を向上させるように特別に設計された車いすやそれに類似した装置の使用は禁止する。
  - (10) 車いすは招集所で測定・検査され、検査された車いすは競技開始前に競技区域外に持ち出してはならない。いったん検査を受けた車いすであっても、競技開始前または終了後に競技役員が再検査することがある。
  - (11) 前述に限らず、競技規則を満たす車いすの準備は競技者の責任であり、いかなる競技も競技者が車いすを調整するために遅れることがあってはならない。
  - (12) 車いすのフレームまたは競技者に取り付けられる装置は、規則 7.4d（助力）に準拠し、競技者に不当なアドバンテージを提供する物理的または技術的な動作または行動、そして競技エリア内にて通信機能があるデバイスの使用を禁じる。GPS 機能の付いたスピードメーターは意思疎通機能がなければ持ち込んでもよい。

## 【別紙】国際クラス分け表

### T53

このクラスの選手は、正常な上肢機能を持ち、腹筋または下部の背筋は機能しない。腹筋の機能を補うために、体幹を水平に近づけるといった様々なテクニックを用いる。一般的に加速の時には、体幹を下方に保持しておくための腹筋の機能がないため体幹は膝から離れて起きる；駆動中、下方への自動的な体幹の運動はみられない。大抵の場合、代償機能を調整するために駆動サイクルは制限される。脊髄損傷の神経残存レベル T1-7 と同等の活動制限がある。

### T54

このクラスの選手は、正常な上肢筋力を持ち、体幹をコントロールする能力は部分的なものから正常までの幅を持っている。このグループの選手の中には有効な下肢の筋力を持っている選手もいることがある。リムに駆動の力が加えられた時に、体幹を下方に保持するための正常な体幹コントロールができる。大抵の場合、駆動時のサイクルはスムーズである。

車いす上で身体を起き上がり、回旋する筋力を加えることによって車いすの方向転換をすることができる。脊髄損傷の神経残存レベル T8-S4 レベルと同等の活動制限がある。

- (※) 上記は、日本版クラス分けマニュアルから抜粋したものであり内容が一部異なる場合があります。  
詳しくは、日本パラ陸上競技連盟ホームページにて最新版をご参照ください。  
<https://para-ath.org/contents/code/committee/committee3>